

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市差別撤廃人権擁護審議会  
会長 櫻井 貞文

松本市部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と  
人権擁護に関する条例の改正について（答申）

令和4年8月8日付け松住人第66-1で諮問のありました松本市部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の改正について、当審査会として慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

### 記

条例の改正について、各委員から出された主な意見を次のとおり整理し、提出するので、十分検討し、活用されるように配慮されたい。

- 1 差別の種類や内容については時代とともに変化しているが、あらゆる差別に対して分け隔てなく対応していく必要がある。条例の名称はこうした考え方を踏まえたものとしていただきたい。また、どのような差別も取りこぼさないとする考えについても記載いただきたい。
- 2 世界人権宣言の精神や日本国憲法の理念は人権擁護の根幹をなすものである。これらの精神や理念が本条例の礎となることや、人権を尊重する考えを培うためには、教育が重要な役割を果たすと考える。
- 3 インターネット上で発生している匿名の誹謗、中傷は重大な人権侵害であり、審議会においても議論してきた。新たな条例ではこうした課題に対し、人権擁護の視点からの考え方を明示いただきたい。
- 4 本条例の制定目的はあらゆる差別の解消であり、こうした条例の目的は市民にはっきりと伝わるよう、条例の中で示す必要があると考える。
- 5 この条例が市民に受け入れられ、優しく思いやりがあるまちであることが実感できるようなものとなることを希望する。